

JCO臨界事故25周年集会アピール(案)

1999年9月30日から翌日にかけての放射能におびえた一昼夜を忘れることはできません。そして、この日は絶えず放射能に付きまといられる原子力発電体系の危険性が、日本において否定しようもなく明らかにされた日であり、脱原発の意識が高まる大きな区切りとなりました。

あの時から25年目の秋がめぐってきました。しかし今日、原発をめぐる状況は混とんとしており、2011年東日本大震災に伴う福島第一原発事故という大きな災害を受けながらも、今なお「原発のない社会を」という流れが世の中をリードするには至っておりません。この状況をどう克服して脱原発を実現するかがこの集会の課題でもあります。

今日、最も問題なのは被ばくをめぐる状況です。福島第一原発事故がもたらした住民の被ばくに対して、発電事業所たる東京電力も国も何らの責任も取っておりません。

それどころか文科省は福島県内の小中学校の授業再開に当たって基準を年20ミリシーベルトとしました。一般公衆の被ばく限度、年1ミリシーベルトを突然20倍に緩めたのです。そして避難解除の基準としても用いることで、年20ミリシーベルト未満では被ばくの影響はない、との独断を広めたのです。東電等が住民被ばくの責任を取らないのは、それを根拠にしています。

こうしたことの淵源は JCO 臨界事故の被ばく処理にあったのです。事故後に当時の科技庁が周辺住民の被ばく調査をしましたが、その結果は専門家集団(大阪の阪南中央病院の医療スタッフ)が独自にした調査に比べて、被ばく線量は七分の一という過小評価でした。その推定被ばく線量をもって、低線量であり健康影響はないと断じたのでした。

そしてその後、住民によって起こされた健康被害裁判の判決は、住民の健康被害と被ばくとは因果関係はないと断じ、被ばく問題の広がりを押しとどめてしまいました。裁判では原告弁護人による緻密なデータの整理と論理により因果関係を証明しましたが、因果関係のないことを強調する被告 JCO と原発の推進を図る国の圧力に裁判官も従ったのです。

原発は多様な問題を抱えています。中心は被ばく問題です。被ばくしたくないという人格権の擁護です。東海第二原発は安全対策の防潮堤工事で設計通りの工事ができない現実に直面していますが、そのような状態を鑑みると、仮に再稼働に進んだら、住民被ばくは避けられないのではないか、住民の人格権は侵されるのではないか、という恐怖にとらわれます。

日本原電は、再稼働の延期ではなく、ここで再稼働を断念すべきです。今日集会に参加した私たちは強く要求します。

世界の地震多発地帯で原発建設に進んだ国はイタリア、台湾、そして日本ですが、イタリアはすでに原発をやめ、台湾も脱原発を決めています。大地震の続く日本だけがこれから先も原発を維持活用していこうとしています。

地震大国日本に住む私たちはこの動きを止めなければなりません。原発の再稼働を止め、廃炉を実現しよう。

2024年9月29日

JCO臨界事故25周年集会参加者一同